

## 浜田市手すき和紙研修滞在支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、手すき和紙研修に参加するため浜田市に滞在する者に対し、その滞在に要する費用の一部を補助することにより、手すき和紙の技術者の増加を図り、もって石州和紙の振興及び手すき和紙の技術伝承に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手すき和紙 植物の繊維を主原料とし、伝統的な技術で作られる和紙をいう。
- (2) 手すき和紙研修 石州半紙技術者会の会員又は準会員の指導による手すき和紙技術の研修であって、原料の栽培から製紙に至るまでの工程の全部又は一部を参加者が実践する内容のものをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を行う施設及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、手すき和紙研修に参加する者（浜田市石州和紙会館条例（平成29年浜田市条例第13号）別表に規定する手すき和紙体験に参加する者を除く。）であって、当該研修に参加する期間（当該研修に参加する初日の前日に宿泊する必要がある場合は、当該前日を含む。）において市内の宿泊施設に宿泊するものとする。

### (補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者が市内の宿泊施設に宿泊した延べ日数（1泊につき2,000円以上の宿泊料金（飲食代を除く。）で宿泊した場合に限る。）に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、1年度につき1人当たり2万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

2 前項の補助金は、手すき和紙研修の参加に対して他の補助金等の交付を受ける場合は、補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、手すき和紙研修滞在支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 研修報告書
- (2) 宿泊証明書(領収書)の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、手すき和紙研修滞在支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

浜田市長 様

申請者 住所又は所在地  
団体名  
氏名又は代表者名  
電話番号

※ 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

手すき和紙研修滞在支援補助金交付申請書兼請求書

手すき和紙研修滞在支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市手すき和紙研修滞在支援補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

市長が浜田市手すき和紙研修滞在支援補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、下記のとおり補助金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

記

1 交付申請額 円

2 研修期間及び指導者名

3 指定口座

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他（				）
口座番号							
口座名義人	フリガナ						

#### 4 添付書類

- (1) 研修報告書
- (2) 宿泊証明書（領収書）の写し
- (3) その他

様式第 2 号（第 6 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

手すき和紙研修滞在支援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました手すき和紙研修滞在支援補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市手すき和紙研修滞在支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

（却下理由）